

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 3 月 25 日

佐賀県知事      山      口      祥      義

- 1    作業種類    公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量及び深淺測量）
- 2    終了年月日    令和 7 年 3 月 12 日
- 3    作業地域    佐賀市東与賀町大字飯盛地内及び本庄町末次地内